

一般乗用旅客自動車運送事業に対する違反  
事項ごとの行政処分等の基準(抜粋)

適用条項 : 道路運送法第9条の3第3項

【料金事前届出、料金変更事前届出違反】

初違反 → 20日車の車両使用停止

再違反 → 40日車の車両使用停止

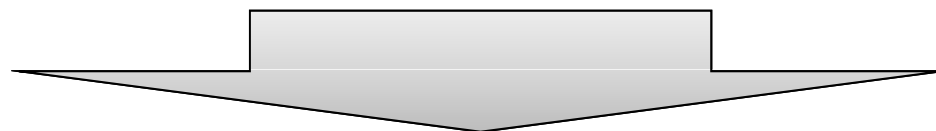
一般貸切旅客自動車運送事業に対する違反  
事項ごとの行政処分等の基準(抜粋)

適用条項 : 道路運送法第9条の2第1項

【運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反】

初違反 → 警告

再違反 → 10日車の車両使用停止



一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)における運賃料金の届出違反に対する処分基準を、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)における料金届出違反に対する処分基準と合わせてはどうか